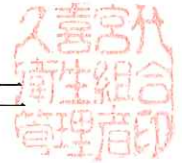


久宮衛減第2910号
平成25年2月8日

久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会

会 長 小 山 康 弘 様

久喜宮代衛生組合
管理者 田 中 暄 二



家庭系廃棄物の収集及びし尿の処理手数料等について（諮問）

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成9年条例第1号）
第7条の規定に基づき、標記の件について、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

- (1) 家庭系廃棄物の収集回数のあり方について
- (2) し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について

2. 諮問理由

久喜宮代衛生組合は、平成22年3月23日に構成市町の久喜市が合併し、新久喜市となったことにより、久喜宮代清掃センター（久喜地区・宮代町）、菖蒲清掃センター（菖蒲地区）及び八甫清掃センター（栗橋地区・鷺宮地区）の3つの施設で構成されることとなりました。

この合併によって、ごみの排出方法及び手数料等の事項において、住民の不公平感を是正するとともに、効率的な運営を図るため、これまでに家庭系廃棄物における管内統一指定ごみ袋の導入をはじめ、事業系廃棄物の手数料の見直しなどを行い、概ね統一を図ってきたところです。

また、当組合の将来における廃棄物処理のあるべき姿については、今回策定をする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、清掃センターの統廃合を大きな柱として、焼却処理量、最終処分量の削減に向けた各施策を構築していくこととしております。

こうした中、更なる廃棄物処理の統一及び効率化を図るため、貴審議会において、ご審議いただきたく、ここに諮問いたします。